

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	106
契約番号	4農振財契第1370号
件名	財団ネットワーク更改業務委託
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	別紙仕様書に記載のとおり
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年2月24日（金） 午前11時00分（ビジネス・チャンスナビ上）
希望申出期間	令和5年2月6日（月） 午前10時から令和5年2月13日（月） 午後4時まで
希望申出場所	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票【様式あり】（必要事項を記入・押印）</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表【様式あり】（必要事項を記入）</p> <p>(3) 資格要件に対応する以下の<u>全ての</u>書類（書式は任意、写しで可）</p> <p>①当財団又は官公庁等において本案件と同様の業務について契約実績を有することを証明するもの（契約書・請書の写しなど）</p> <p>②プライバシーマーク（JIS Q 15001）、又は、ISMS（ISO27001）の認証を受けていることが分かるもの。</p> <p>③マイクロソフト社の以下のパートナー認定を有していることが分かるもの。 「Infrastructure(Azure)」、「Data &amp; AI(Azure)」、「Digital &amp; App Innovation(Azure)」、「Modern Work」、「Security」 又は、今回導入予定であるAzure及びMS365について、上記認定資格保有者と同等以上のレベルのスキルを保有した社員にて、同規模以上の販売・構築・保守を行った実績が分かるもの。</p> <p>④Cisco社の認定パートナーであることが分かるもの。又は、今回導入予定であるクラウド型UTMサービスの販売・構築・保守を行った実績が分かるもの。</p> <p>(4) マイクロソフト社のFast Track Readyパートナーである場合は、それが分かるものの写し</p>
備考	<p>(1) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によります。 （東京都物品買入れ等指名競争入札参加指名基準に準じます。）</p> <p>(2) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</p> <p>(3) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(4) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(5) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札案件に参加することができません。</p> <p>(6) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

# 仕 様 書

## 1 件名

財団ネットワーク更改業務委託

## 2 目的

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）では、WAN 網を通じてインターネットへの接続を行っているが、ゲートウェイのセキュリティ対策製品のサポート終了が予定されている。このため、インターネットへのアクセス経路とネットワーク及び認証セキュリティ対策を見直し、クラウドの利活用を促進することで、各システムのクラウド移行と、運用負荷の軽減を図り、安定的な運用に資するとともに、合わせて、新たな業務用のコミュニケーション基盤の導入により、業務の効率化を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 4 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所

## 5 業務内容等

別紙 1 「特記仕様書」のとおり

## 6 受託者の資格要件

本業務を実施する者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

受託者は以下の要件を満たすことを示す証明書類等（書式は任意、写しで可）を提出すること。

- (1) 財団又は官公庁等において本案件と同様の業務について契約実績を有すること。
- (2) プライバシーマーク（JIS Q 15001）、又は、ISMS（ISO27001）の認証を受けていること。
- (3) マイクロソフト社の認定ソリューションパートナーであり、  
「Infrastructure(Azure)」、「Data & AI(Azure)」、「Digital & App Innovation(Azure)」、「Modern Work」、「Security」の認定を有すること。  
又は、今回導入予定である Azure 及び MS365 について、上記認定資格保有者と同等以上のレベルのスキルを保有した社員にて、同規模以上の販売・構築・保守実績があること。
- (4) Cisco 社の認定パートナーであるか、又は、今回導入予定であるクラウド型 UTM サービスの販売・構築・保守実績があること。

## 7 支払方法

履行完了後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に一括して支払う。

## 8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)の規定は、受託者の従業員、本業務の一部を再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) 上記(4)は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、その取扱は別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

## 9 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第 37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本契約に係る費用明細（設計構築費、ライセンス費、保守料等）を記載した内訳書を作成、提出すること。
- (2) 本業務に係る一切の費用は、すべて契約金額に含むものとする。
- (3) 現行の SIG（セキュアインターネットゲートウェイ）Fortigate のサポート期限である令和 5 年 7 月末日までに、今回導入予定のクラウド型セキュアインターネットゲートウェイサービスへの移行を完了すること。また、財団の業務都合により、作業の実施時間、機会及び方法が制限される場合があるため、実施に当たっては、財団担当者と十分に打合せを行うこと。
- (4) 本件で調達するライセンスに係る製品の活用促進について、提案や相談対応を行うこと。また、提案や相談対応を行える技術力と体制を有すること。  
マイクロソフトクラウド製品の構築実績のある人員を体制に含むこと。  
契約期間中に、クラウド製品の利用状況レポートを提供すること。  
契約期間中に、Teams、SharePoint、Azure AD いずれかのワークショップを提供すること。  
上記要件を満たすために、マイクロソフト社 Fast Track Ready パートナーであることが望ましい。マイクロソフト社の Fast Track Ready パートナーである場合は、それが分かるものを提出すること。
- (5) 受託者は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別紙 2 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (7) 個人情報の取扱については、別紙 3 「個人情報に関する特記事項」のほか関係法令等を遵守すること。
- (8) 別紙 4 「東京都グリーン購入推進方針」に配慮すること。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたり、その業務の一部を再委託する場合、事前に財団の承認を得ること。
- (10) 本契約において適用される準拠法は日本法とし、あらゆる紛争に関する第一審裁判所は東京地方裁判所とする。また、いかなる理由や目的であっても、データが二次利用されることが無いこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
  - ①本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
  - ②契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。  
この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

- (12) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (13) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合、または仕様に定めのない事項については、その都度財団と双方協議の上、処理するものとする。

## 11 担 当

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

(TEL) 042-528-0722 (E-mail) kanri-it@tdfaff.com

## 特記仕様書

### 1 概要

#### (1) 目的

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）では、WAN 網を通じてインターネットへの接続を行っているが、ゲートウェイのセキュリティ対策製品のサポート終了が予定されている。このため、インターネットへのアクセス経路とネットワーク及び認証セキュリティ対策を見直し、クラウドの利活用を促進することで、各システムのクラウド移行と、運用負荷の軽減を図り、安定的な運用に資するとともに、合わせて、新たな業務用のコミュニケーション基盤の導入により、業務の効率化を図ることを目的とする。

#### (2) 業務内容

クラウド型セキュアインターネットゲートウェイサービス（SIG）の構築・導入、クラウド認証基盤と業務用コミュニケーション基盤の構築・導入、動作確認及び本番稼働後の運用・保守サポート等を行う。

#### (3) スケジュール

各工程に要する期間について、本番稼働時期等を考慮して、適切なスケジュールを提示し財団の承認を得ること。

項目	令和 5 年度					
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月～翌年 3 月
セキュアインターネットゲートウェイ 設計	■					
セキュアインターネットゲートウェイ 導入		■				
クラウド認証基盤 設計		■		■		
クラウド認証基盤 導入				■		
コミュニケーション基盤 設計		■				
コミュニケーション基盤 導入					■	
システム運用支援・保守	■					

#### (4) 現行システムネットワーク構成

現行のネットワーク構成及び導入後のネットワーク構成に関する情報については、希望票を提出した業者に別途開示するものとする。尚、開示した情報については関係者以外には共有せず秘密保持を万全に図ること。

## 2 システム要件

(1) セキュアインターネットゲートウェイ（以下、「SIG」という。）は、以下の要件を満たすクラウド型サービスであること。【参考品番: Cisco Umbrella SIG Advantage】

- ・ファイアウォール、URL フィルタリング、ゲートウェイアンチウイルスを DNS やプロキシで提供すること。
- ・インターネット上の悪意のあるサイト又は過去に悪用されたドメインなどのリスクを判定し、実際に接続すること無しにブロックできること。
- ・DNS を利用することで Web 通信だけでなく、全てのポート、プロトコルを保護対象とできること。
- ・ダイナミック DNS、DNS トンネリング、潜在的に危険なドメインなどについても選択的にブロックする機能を有すること。
- ・サービスを提供するデータセンターは冗長化され、障害時にはユーザーが意識することなく自動的に切り替わること。
- ・クラウド認証基盤と SAML で連携できること。
- ・ファイルタイプによってダウンロード可否の制御ができること
- ・ファイルのダウンロード時にアンチウイルスやファイルのレピュテーションができること。また、悪意がある可能性のあるファイルが発見された場合、クラウド上のサンドボックスで検証することが可能なこと。
- ・インターネットに接続するログの取得ができること。
- ・悪意のあるペイロードに対する分析や URL 分析、DNS 分析を行い、これらを事前に識別し、ブロックできること。
- ・カテゴリやホワイトリスト、ブラックリストで URL のフィルタリングができること。
- ・C&C 通信のブロックなど、マルウェア、フィッシング、データ窃盗、ゼロデイ攻撃などの高度な標的型脅威に対する対策ができること。
- ・すべての SSL(HTTPS) トラフィックの復号化と検査が可能なこと。
- ・ファイアウォール機能については、レイヤ 3 / レイヤ 4 ポリシーを作成して、特定の IP、ポート、プロトコルをブロックできること。
- ・アプリケーションレイヤ 7 のポリシーと侵入防止システム (IPS) を用いたアウトバウンド通信保護の強化が可能なこと。
- ・CASB 機能を有し、特定のテナント ID だけアクセスできるよう制御することができること。また、ドメインに基づくシャドーIT の検出とブロックや、指定したアプリケーションに対するきめ細かいポリシーの適用（アップロードや添付ファイル、投稿のブロックなど）ができること。
- ・DLP 機能を有し、Web やクラウドアプリのトラフィックをインラインで検査し、

機密データを検出できること。

- ・クラウドアプリケーション上のマルウェアをスキャンし、除去できること。
- ・ブラウザで悪意のある IP を直打ちされた時に保護される機能があること。

(2) クラウド認証基盤（以下、「Idp」という。）は、以下の要件を満たすクラウドサービスであること。【参考品番：Microsoft Azure AD】

- ・SAML2.0に対応し、財団が別途利用中のクラウドサービスにSSO可能なこと。
- ・Windows, Mac, iOS, Android 等様々な OS に対応し、特定のデバイスに依存しない認証サービスを利用できること。
- ・主要な機能をブラウザで管理できること。また、特殊な機能の設定や一括処理をする際には PowerShell や API を使ったプログラム等からの管理ができること。
- ・オンプレミスのWindows Server で動作しているActive Directory と同期する機能を有し、将来的にはクラウドサービスとオンプレミス双方に対して共通のIDでアクセスできる構成が可能なこと。
- ・パスワードの有効期間を設定できること。
- ・定期的なパスワード変更を利用者に促す機能を有していること。
- ・携帯電話回線のショートメッセージやスマートフォン用アプリケーション、音声通話等をつかった多要素認証が利用できること。
- ・接続元ネットワークのグローバルIPアドレスに応じてサービスの利用を制御できること。
- ・利用者がパスワードを忘れてしまった場合でも自分自身でパスワードを再発行できる機能を有すること。
- ・管理者は利用者の認証アクセス状況をレポートとして確認することができること。

(3) コミュニケーション基盤は、ビジネスチャット、共同作業スペース、Web会議、オンラインストレージの機能を有し、以下の要件を満たすクラウドサービスであること。【参考品番：Microsoft 365 Teams、OneDrive for Business】

- ・基本機能
  - － 任意かつ複数の利用者とのテキストメッセージ（ビジネスチャット）、ビデオ、ファイル及び画面共有を用いたリアルタイムの会議（Web会議）等のコミュニケーション機能を有すること。
  - － 上記の機能は単一のツールにより提供すること
  - － 外部関係者とのコミュニケーションに使用できるツールであること。

- 専用のクライアントアプリケーション以外に、ブラウザベースのクライアントで主要機能が利用できること。
- 利用者の在席情報を表示できること。
- 共同作業や情報を共有する利用者を指定した共同作業スペースを作成でき、共同作業スペース内限定のビジネスチャットやファイル共有等が行えること。
- ビジネスチャット要件
  - 利用者間でメッセージの送受信ができること。
  - 任意の利用者を設定し、複数人への同報ができること。
  - 会話の相手がオフラインであっても送信できること。
  - 送受信した過去のメッセージを確認できること。
- 共同作業スペース要件
  - 利用者間での資料の送付、グループに紐づくファイル保存領域を有し、電子ファイルをチャットルーム内で共有できること。
  - 共有されたファイルに対し、複数メンバーでのリアルタイム同時編集が可能であること。
  - 後述するオンラインストレージ機能と連携し、ファイルの共有やOfficeファイルの共同編集機能を提供すること。
  - ファイルのアップロードやダウンロード、閲覧、編集において可能な限りコミュニケーション基盤のアプリケーション内で操作が完結すること。
- Web会議要件
  - Web会議に参加できる最大参加者数は250名以上であること。
  - ライセンスを保有しない外部関係者とのWeb会議ができること。
  - ビデオ使用時には背景をぼかす、仮想背景を表示する等のプライバシー保護機能が使用できること。
  - 日時を指定した会議予約が可能であること。
  - メールにより会議参加者を招待できること。
  - 会議開催者が招待することで外部関係者が会議に参加できること。
  - 会議の予約及び開催は、メール・スケジュールサービスと連携すること。
  - Web 会議の録音・録画が可能であること。
  - 画面共有やホワイトボード機能を活用してオンライン会議を円滑に進められること。かつ、それらが全て1つのウィンドウ内で実現され、利用者の利便性が高いこと。
- オンラインストレージ要件
  - 任意に階層的にフォルダを作成できること。
  - 共有用ドキュメントをオフラインで利用するためのダウンロード、同期機

能を有すること。

- フォルダやファイル単位にアクセス不可、閲覧のみ、編集可能などのアクセス権が設定できること。
- Excel, Word, PowerPointのファイルについて、Webブラウザ内で表示・編集できる機能を有すること。
- 誤って削除したファイルを職員自身の操作で復元できること。
- ファイル (Word, Excel, PowerPointなど) の本文を含めた全文検索が可能であること。
- ファイルの検索結果について可能な限り内容のプレビューが表示できること。
- ファイルサイズ10GBのファイルをアップロードできること。
- ファイルの編集にあたって、排他制御が可能であること。
- 組織用共用ファイル領域として「1TB+利用者数×10GB」以上の容量が利用できること。
- 個人用ファイル領域として、1ユーザーあたり1TB以上の容量が利用できること。

(4) 全体の構築・導入スケジュール等を考慮した、必要となるライセンス及び運用支援・保守に係る数量は下記の通りである。

項目	数量	単位	期間	単位
Microsoft 365 Business Basicライセンス	300	User	10	月
Office 365 E1 ライセンス (301名～のプラン、テナント開設用)	30	User	12	月
Enterprise Mobility + Security E3 ライセンス	30	User	8	月
Cisco Umbrella SIG Advantage ライセンス	330	User	1	年
Cisco Umbrella SIG Advantage サポート	330	User	1	年
システム運用支援・保守	1	式	12	月

### 3 設計及び導入作業

#### (1) 移行計画

移行計画書を作成のうえ、事前に財団の承認を得ること。

なお、既存ネットワークセキュリティ対策のサービス終了までに、切り替えができる計画とすること。

移行計画にはシステム切り替え計画のほか、テスト計画（単体テスト、結合テスト、総合テスト）を含めること。

## (2) 設計

上記移行計画を基に各システムの導入において必要な設計を行い、各種設計書等を作成の上、財団の承認を得ること。内容は財団職員が理解できる内容とすること。設計作業項目は以下を想定している。

- Microsoft 365 テナント設計、構築
- Teams 要件定義、導入設計、構築
- OneDrive for Business 要件定義、導入設計、構築
- Azure AD 要件定義、導入設計、構築
- Azure AD SSO 導入設計、構築
- Cisco Umbrella 導入設計、構築
- Azure VPN Gateway 設計、構築
- DNS移行設計、構築
- テスト計画作成
- 運用手順書作成

## (3) 構築、テスト、本稼働判定

- 構築に必要な機材は受託者が用意すること。ただし、財団が認めた場合には財団の機材の借用を許可するので、移行計画書に明記すること。
- テストシナリオ、本稼働判定計画についても受託者が作成し、財団の承認を得ること。
- テストシナリオに基づいて事前テストを実施すること。
- 本番稼働判定計画に基づいて仮運用等を行い本稼働の判定を行うものとする。

## (4) 移行

- 移行切替日は財団と受託者とで協議の上決定する。
- SIGへの移行部分については、既存のSIG (FortiGate) を提供しているネットワーク業者とそのシステム切り替えについて相互に連携を図りながら財団の業務に支障が発生しないようにスムーズな移行を図ること。金曜日の業務終了後、土日をかけて移行作業を行うことを想定している。尚、FortiGateのメーカーサポートが2023年7月末で終了するため、それを考慮した余裕を持った移行日程を組むこと。

## (5) 稼働支援

- システム管理者向けにマニュアルを作成すること。マニュアルの種類、内容については財団と受託者とで協議の上決定する。又、そのマニュアルに基づいて財団のシステム管理者向けに、運用引継及び操作指導説明会を実施すること。

- ・移行後の翌営業日は財団立川庁舎に受託者が待機（立会い）すること。待機は8:30-12:00とする。

#### 4 導入後の運用及びサポート

- (1) クラウドサービス利用におけるシステム管理者向けの電話サポートを提供すること。電話受付時間は平日9:00-17:00の対応が可能であること。
- (2) 電話サポートは、運用、環境、操作および障害の原因切り分けに関する問合せを受け付け、解決を図ること。電話サポートで解決できない場合には、財団が受託者にオンサイトでの対応を要求する場合があるので対応すること。
- (3) 契約期間途中でユーザー数の増加が発生した場合は、契約期間満了日までを契約期間としたライセンス追加等に対応できること。
- (4) 契約期間途中で導入ライセンスのグレードアップ等変更が必要になった場合は、契約期間満了日までを契約期間としたライセンス変更等に対応できること。

#### 5 履行体制

##### (1) プロジェクト計画書の策定

受託者は、本業務を確実に履行できる体制を確立し、体制図、工程スケジュール、作業の進め方等を記載したプロジェクト計画書を契約締結後、速やかに提出すること。

##### (2) 納入物

次の納入物を印刷物（1部）及び電子媒体（メール、CD-ROM等）で提供すること。

- ・プロジェクト計画書
- ・進捗管理表
- ・課題管理表
- ・議事録
- ・移行計画書
- ・テスト計画書兼テスト結果報告書
- ・各種システム設計書
- ・各種システム設定書（パラメータシート）
- ・システム管理者向け運用手順書

(3) 受託者は、財団と定期的に打合せを実施して、進捗状況等を報告すること。

(4) 財団は、本業務の履行に関して、受託者に対し説明を求め、また、補足資料の提出を要求することができる。

## 6 その他

- (1) クラウドサービス提供元の仕様変更が発生した場合は、財団と受託者との協議の上、誠意をもって対応すること。なお、クラウドサービスの中断又は終了等による措置を取らざるを得ない場合、他のクラウドサービスへの円滑な移行等の対策を講じること。
- (2) クラウド利用期間終了後は、全ての情報を復元が困難な状態すること。契約終了時にはマイクロソフト関連及びCisco関連の財団が使用していた全てのアカウント情報等の消去作業を行い、その結果報告書（書式は任意）を提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、財団と受託者との協議の上、決定する。

## 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### 1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

### 8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
  - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

#### イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

#### ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

#### エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

### (2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

### (3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

## 10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

## 13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

## 14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

## 15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

## 個人情報に関する特記事項

### (定義)

第1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

### (個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### (複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

### (個人情報の管理)

第7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

### (受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

#### **（財団の検査監督権）**

第9 財団は、事前に受託者の承諾を得たうえで、受託者の作業現場の实地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

#### **（資料等の返還）**

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

#### **（記録媒体上の情報の消去）**

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第2第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

#### **（事故発生の通知）**

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、都の指示に従わなければならない。

#### **（財団の解除権）**

第13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

#### **（疑義についての協議）**

第14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

## 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

### <製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの